

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律案に対する修正案

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律案の全部を次のように修正する。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「次項において」を「以下」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（病院の譲渡及び廃止に関する分類の基準の作成等）

第四条の二 政府は、解散日の一年前の日までに、機構の保有する病院（これに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下この条において同じ。）の運営の在り方について検討を加え、その結果に基づき、これらの病院について地方公共団体その他公的医療機関を開設することができる者に譲渡するもの、医療法人その他の団体に譲渡するもの及び廃止するものに分類するための基準を作成するとともに、これらの病院を機構がその解散の時までに当該基準に従って円滑に譲渡し、又は廃止するための措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。